

# 令和 8 年度 学校いじめ防止基本方針

桐生市立東小学校

## 1 いじめ防止のための取組に関する基本的な考え方

### (1) 未然防止

すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる学校づくりを進めていくことで、いじめの未然防止につなげる。

### (2) 早期発見

いじめは大人の目の付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われる場合もある。些細な兆候であっても、いじめではないかと疑いを持ち、早い段階からの確に関わりをもって、積極的に認知していくよう努める。また、生活アンケートの実施も含め、児童が相談しやすい雰囲気や環境をつくることでいじめの早期発見につなげる。

### (3) 早期対応・解消

いじめがあることが発見された場合、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等の対策を組織的に行う。また、家庭への連絡や必要に応じた関係機関との連携を行う。さらに、被害児童やその家族に寄り添った対応を行うことで解消につなげる。

## 2 いじめ防止のための組織

### (1) 「いじめ防止対策委員会」の構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、教育相談担当、養護教諭  
教育相談員、スクールカウンセラー

### (2) 活動の概要

- 本基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証
- 教職員の共通理解と意識啓発
- 個別面談や相談の受け入れ及びその集約
- 児童理解や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合に情報等の集約
- 発見されたいじめ事案への対応

## 3 いじめの防止等に関する措置

### (1) いじめの未然防止のための取組

- ・自校の実態に応じた「いじめ防止プログラム」を作成し、年間を通して長期的、総合的にいじめ防止等の取組を行う。
- ・児童がいじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、自らいじめ防止活動に取り組める集団づくりに努める。
- ・すべての児童の自己肯定感を高め、個々の成長を支える「発達支持的生徒指導」を全校体制で推進する。日常の挨拶や声かけ、賞賛といった肯定的な関わりを積み重ね、児童が「自分は大切にされてい

る」と実感できる居場所づくりを行う。道徳教育や行事等を通じ、他者への共感性や課題解決力を育むことで、児童が主体的に社会性を身に付けられるよう支援する。教育支援会議にて、各学級及び各授業における実践報告を行い、成果と課題を全教職員で共有することで、指導の質の向上を図る。

- ・特に配慮が必要な児童については、日常的に該当児童の特性や背景を踏まえた適切な支援を行う。

## **(2) いじめの早期発見のための取組**

- ・教職員は普段からカウンセリングマインドをもって児童と接し、信頼関係を築くことで相談しやすい雰囲気をつくる。
- ・児童の表情や人間関係の変化、生活態度の変化などに目を配り、気付いた情報を迅速かつ確実に全職員で共有して、児童の指導や支援に生かす。
- ・けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。その際、個人で対応、判断せず、必ず生徒指導主任や管理職などに報告・相談を行う。
- ・毎月「生活アンケート」を実施し、必要に応じて聞き取りや面談を行う。
- ・スクールカウンセラーや教育相談員等と連携を図り、相談しやすい環境を整える。また、「SOS の出し方・受け止め方教育」の計画的な実施を通して、児童の援助希求的態度を育成する。

## **(3) いじめの解消のための取組**

- ・いじめを認知した場合には、速やかに「いじめ防止対策委員会」に報告し、組織的に対応する。
- ・「いじめ防止対策委員会」は、いじめ事案を市教育委員会へ報告するとともに、市教育委員会と連携しながら対応を検討する。
- ・措置を行う際には、一方的、一面的な解釈で対応しないこと、プライバシーを守ること、迅速に保護者に連絡すること、教育的配慮のもとでのケアや指導を行うことなどについて配慮する。
- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えられるような教育活動を行う。
- ・謝罪をもって安易に解消とせず、いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月間継続し、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認できた場合に解消とする。
- ・いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。

## **(4) 重大事態発生時の対応**

- ・自校の「学校危機管理マニュアル」に基づき、「いじめ防止対策委員会」を中心とした校内組織で迅速に対応する。

## **4 関係機関との連携**

警察、児童相談所、医師、地域団体等と連携を図り、いじめ防止のための取組を行う。自殺事案が発生した場合には、群馬県こころの健康センターが派遣する「こころの緊急支援チーム」の活用を図る。

## **5 保護者との連携**

いじめが発見されたときだけでなく、平素より定期的に保護者と連携を図り、いじめ防止等のための取組を行う。

## **6 評価の実施**

いじめ防止等に向けた取組について学校評価を用いて検証し、随時改善に努める。